

奈良市公報

号外第9号

平成20年 4月25日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

条	例
○奈良市土地開発基金条例を廃止する条例……………	1
○奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例……………	1
○奈良市行政組織条例の一部を改正する条例……………	4
○奈良市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例……………	5
○奈良市防災会議条例の一部を改正する条例……………	5
○奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………	5
○奈良市手数料条例の一部を改正する条例……………	5
○奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例……………	6
○奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例……………	6
○奈良市立診療所設置条例の一部を改正する条例……………	7
○奈良市総合医療検査センター条例の一部を改正する条例……………	7
○奈良市保健所条例の一部を改正する条例……………	7
○奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	8
○奈良市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例……………	12
○奈良市後期高齢者医療に関する条例……………	13
○奈良市安全安心まちづくり条例……………	14
○奈良市営駐車場条例の一部を改正する条例……………	17
○奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例……………	17
○奈良市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例……………	17
○奈良市消防団条例の一部を改正する条例……………	21
○奈良市公民館条例の一部を改正する条例……………	22
○奈良市体育施設条例の一部を改正する条例……………	27

○奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例……………	27
○奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例……………	28
○奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例……………	28
○奈良市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例……………	28

条 例

奈良市土地開発基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成20年 3月28日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第1号

奈良市土地開発基金条例を廃止する条例
奈良市土地開発基金条例（昭和44年奈良市条例第25号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成20年 3月31日から施行する。

（平成20年 3月28日揭示済）

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3月28日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第2号

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 3年奈良市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

東登美ヶ丘六丁目地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画東登美ヶ丘六丁目地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
あやめ池遊園地跡地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画あやめ池遊園地跡地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域

別表第2に次のように加える。

東登美ヶ丘六丁目地区整備計画区域	次の各号に掲げる建築物以外の建築物。ただし、地区計画の決定の際現に存する建築物又はその敷地並びに建築中の建築物又はその敷地において増築、大規模な修繕若しくは大規模な模様替がなされる場合は、この限りでない。 (1) 住宅（長屋住宅、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。）
------------------	---

	<p>(2) 近隣に居住する者の利用に供するために設けられる集会所</p> <p>(3) 巡査派出所</p> <p>(4) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>(5) 路線バスの停留所の上家</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの（次のアからエまでに掲げるものを除く。）</p> <p>ア 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積（当該築造面積が50平方メートル以下である場合には、その値を減じた値）を加えた値が600平方メートル（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が600平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの</p> <p>イ 自動車車庫で2階以上の部分にあるもの</p> <p>ウ 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>エ この表の付表に定める数量を超える危険物（同表に数量の定めのない場合にあつてはその数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第一石油類、アルコール類、第二石油類、第三石油類及び第四石油類を除く。）の貯蔵又は処理に供する建築物</p>
<p>あやめ池遊園地跡地地区整備計画区域</p>	<p>A 地区</p> <p>(1) 畜舎（次に掲げるものを除く。）</p> <p>ア ペットとして飼養する犬、猫等の小動物の畜舎で、建築物に附属し床面積の合計が15平方メートル以下のもの</p> <p>イ 動物病院及びペットショップの用途に供するもの</p> <p>(2) 登美ヶ丘駅周辺地区整備計画区域A地区の項の第3号及び第5号から第10号までに掲げる建築物</p>
	<p>B 地区</p> <p>(1) ホテル又は旅館</p> <p>(2) 畜舎（次に掲げるものを除く。）</p> <p>ア ペットとして飼養する犬、猫等の小動物の畜舎で、建築物に附属し床面積の合計が15平方メートル以下のもの</p> <p>イ 動物病院及びペットショップの用途に供するもの</p> <p>(3) 登美ヶ丘駅周辺地区整備計画区域A地区の項の第3号及び第10号に掲げる建築物</p>
	<p>C 地区</p> <p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、神社、寺院、教会その他これらに類するものの用途を兼ねる住宅（当該用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>(2) 次のア又はイに掲げる用途を兼ねる住宅</p> <p>ア 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>イ 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。）</p> <p>(3) 近隣に居住する者の利用に供するために設けられる公民館及び集会所</p> <p>(4) 公園又は緑地に設けられる公衆便所及び休憩所</p> <p>(5) 東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第1号、第2号のア、イ、カ及びキ、第4号、第5号並びに第9号に掲げる建築物</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの（次のアからオまでに掲げるものを除く。）</p> <p>ア 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積（当該築造面積が50平方メートル以下である場合には、その値を減じた値）を加えた値が600平方メートル（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が600平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの</p> <p>イ 公告対象区域内の建築物に附属する自動車車庫で次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が2,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(イ) 自動車車庫の床面積の合計に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の床面積の合計及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動</p>

	<p>車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとにアの規定により算定される自動車車庫の床面積の合計の上限の値を合算した値を超えるもの</p> <p>ウ 自動車車庫で2階以上の部分にあるもの</p> <p>エ 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>オ この表の付表に定める数量を超える危険物（同表に数量の定めのない場合であってもはその数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第一石油類、アルコール類、第二石油類、第三石油類及び第四石油類を除く。）の貯蔵又は処理に供する建築物</p>
--	--

別表第 4 に次のように加える。

東登美ヶ丘六丁目地区整備計画区域	200平方メートル	<p>(1) 巡査派出所</p> <p>(2) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>(3) 路線バスの停留所の上家</p>
あやめ池遊園地跡地地区整備計画区域	200平方メートル	<p>(1) 巡査派出所</p> <p>(2) 公衆電話所</p> <p>(3) 公園又は緑地に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>(4) 路線バスの停留所の上家</p> <p>(5) ガス事業法第 2 条第 1 項に規定する一般ガス事業又は同条第 3 項に規定する簡易ガス事業の用に供するバルブステーション、ガバナーステーション又は特定ガス発生設備</p> <p>(6) 農業利水又は治水の用に供する施設</p>

別表第 5 に次のように加える。

あやめ池遊園地跡地地区整備計画区域	A 地区 B 地区	<p>(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、次のとおりとする。 (次号に該当する建築物に係るものを除く。)</p> <p>ア 歩行者専用道路 2 号及び 3 号の道路境界線から 5.0メートル以上</p> <p>イ 前号以外の道路境界線から 3.0メートル以上</p> <p>ウ 歩行者専用道路 3 号に接する建築物の敷地については、隣地境界線から 5.0メートル以上</p> <p>(2) 建築物に附属し守衛所等施設の管理・保安の用に供する建築物で、次に該当するものに係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は 2.0メートル以上とする。</p>	<p>(1) 巡査派出所</p> <p>(2) 公衆電話所</p> <p>(3) 公園又は緑地に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>(4) 路線バスの停留所の上家</p> <p>(5) ガス事業法第 2 条第 1 項に規定する一般ガス事業又は同条第 3 項に規定する簡易ガス事業の用に供するバルブステーション、ガバナーステーション又は特定ガス発生設備</p> <p>(6) 農業利水又は治水の用に供する施設</p>
-------------------	--------------	---	---

		ア 階数が1で、高さが6.0メートル以下 イ 延べ面積が20平方メートル以下
--	--	---

別表第6に次のように加える。

東登美ヶ丘六丁目地区整備計画区域	軒の高さは、地盤面から7メートルかつ地階を除く階数は2以下。ただし、地区計画の決定の際現に存する建築物又は現に建築中の建築物で、軒の高さが地盤面から7メートルを超えるものの増築、改築、大規模な修繕若しくは大規模な模様替を行う場合の軒の高さは、当該現に存する建築物又は建築中の建築物の軒の高さ
------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成20年3月28日揭示済)

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第3号

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例

奈良市行政組織条例(平成13年奈良市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第1条中「市民生活部」を「市民生活部
市民活動部」に改める。

第2条市民生活部の部分の第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号及び第11号を削り、同部分の次に次のように加える。

市民活動部

- (1) 市民活動に関すること。
- (2) 住居表示に関すること。
- (3) 文化に関すること(文化財の保護に関するものを除く。)
- (4) 生涯学習に関すること。
- (5) スポーツに関すること(学校における体育に関するものを除く。)
- (6) 人権施策に関すること。
- (7) 男女共同参画施策に関すること。

第2条観光経済部の部分の第2号中「文化振興及び」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(奈良市スポーツ振興審議会に関する条例の一部改正)
- 2 奈良市スポーツ振興審議会に関する条例(昭和37年奈良市条例第8号)の一部を次のように改正する。
第2条中「教育委員会」を「市長」に改める。
第4条中「教育委員会が市長の意見を聴いて」を「市長が」に改める。
第8条中「教育委員会事務局」を「スポーツ課」に改める。

(奈良市青年の家交楽館条例の一部改正)

3 奈良市青年の家交楽館条例(昭和51年奈良市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第3条の2第1項第4号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第3条の3第2項及び第3条の4第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条第1項第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第8条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(奈良市青少年野外活動センター条例の一部改正)

4 奈良市青少年野外活動センター条例(平成元年奈良市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第4号、第5条及び第6条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条第1項中「教育委員会」を「市長」に、同項第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第11条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(奈良市体育施設条例の一部改正)

5 奈良市体育施設条例(昭和60年奈良市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項第3号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第2条の3第2項及び第4条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条第1項第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第1の2プールの項中「教育委員会」を「市長」に改める。

別表第2備考第7項、別表第3備考第8項、別表第4備考第7項、別表第5備考第7項、別表第6備考第6項、別表第7備考第6項、別表第8備考第5項及び別表第10備考第4項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
(奈良市コミュニティスポーツ施設条例の一部改正)

6 奈良市コミュニティスポーツ施設条例（昭和61年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項第3号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第2条の3第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条第1項第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（経過措置）

7 この条例の施行の際、現に附則第2項の規定による改正前の奈良市スポーツ振興審議会に関する条例第4条の規定により奈良市スポーツ振興審議会の委員に任命されている者は、同項の規定による改正後の奈良市スポーツ振興審議会に関する条例第4条の規定により任命された奈良市スポーツ振興審議会の委員とみなす。

8 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に附則第3項から附則第6項までの規定による改正前の奈良市青年の家交楽館条例、奈良市青少年野外活動センター条例、奈良市体育施設条例及び奈良市コミュニティスポーツ施設条例の規定により教育委員会が行った処分その他の行為又は教育委員会に対して行っている申請その他の行為は、施行日以後においては、この条例による改正後の奈良市青年の家交楽館条例、奈良市青少年野外活動センター条例、奈良市体育施設条例及び奈良市コミュニティスポーツ施設条例の規定により行われたものとみなす。
(平成20年3月28日揭示済)

奈良市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第4号

奈良市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第24条の2第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。

(1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

(2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月28日揭示済)

奈良市防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第5号

奈良市防災会議条例の一部を改正する条例

奈良市防災会議条例（昭和38年奈良市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 水防法（昭和24年法律第193号）第32条に規定する水防計画を調査審議すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（奈良市水防協議会条例の廃止）

2 奈良市水防協議会条例（昭和30年奈良市条例第33号）は、廃止する。

(平成20年3月28日揭示済)

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第6号

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

(1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年奈良市条例第29号）附則第6項

(2) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和45年奈良市条例第8号）附則第5項

(3) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例（平成4年奈良市条例第2号）附則第4項

(4) 奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例（昭和41年奈良市条例第29号）附則第5項

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月28日揭示済)

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第7号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第7項及び第8項中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで」を加え、同表第9項及び第10項中「第12条の2第1項」を「第12条

の2」に改め、同表第14項中「第12条第1項又は第2項」を「第12条第1項若しくは第5項又は第12条の3第1項、第2項若しくは第8項」に改め、同表第14の2項中「第12条の2第1項」を「第12条の4第1項」に改め、同表第15

項中「第20条第1項」を「第20条第1項、第3項又は第4項」に改め、同表第52項中「用途地域等」を「用途地域又は用途地域の指定のない区域内」に改め、同表第67項の次に次のように加える。

67の2	開発整備促進区における建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	建築基準法第68条の3第7項の規定に基づく建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
------	--	--	------------------

別表第68項の次に次のように加える。

68の2	防災街区整備地区計画の区域内における建築物の容積率の特例認定申請手数料	建築基準法第68条の5の2の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
------	-------------------------------------	---	------------------

別表第69項中「第68条の5の2第2項」を「第68条の5の3第2項」に改め、同表第69の2項中「第68条の5の4第1項」を「第68条の5の5第1項」に改め、同表第69の3項中「第68条の5の5」を「第68条の5の6」に改め、同表第100項中「22,000円」を「24,200円」に改め、同表第103項中「80,000円」を「88,000円」に改め、同表第106項中「61,000円」を「67,000円」に改め、同表第138項中「34,600円」を「36,400円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 別表第7項から第10項までの改正規定 戸籍法の一部を改正する法律（平成19年法律第35号）の施行の日
 - 別表第14項、第14の2項及び第15項の改正規定 住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成19年法律第75号）の施行の日
 - 別表第100項、第103項、第106項及び第138項の改正規定 平成20年4月1日

(経過措置)

- この条例による改正後の奈良市手数料条例別表第100項、第103項、第106項及び第138項の規定は、平成20年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
(平成20年3月28日揭示済)

奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第8号

奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例

奈良市立保育所設置条例（平成17年奈良市条例第26号）

の一部を次のように改正する。

第2条の表鶴舞保育園の項を削る。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月28日揭示済)

奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第9号

奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例（昭和48年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

(奈良市老人医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年奈良市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

第3条第1号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）」に、「第28条及び第46条の8」を「第67条及び第84条」に改め、同条第2号中「食事療養標準負担額」を「食事療養標準負担額及び同法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額」に改める。

(奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例、奈良市老人医療費の助成に関する条例及

び奈良市中心障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(平成20年 3月28日揭示済)

奈良市立診療所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3月28日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第10号

奈良市立診療所設置条例の一部を改正する条例

奈良市立診療所設置条例（昭和24年奈良市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号を次のように改める。

(1) 日曜日及び土曜日（奈良市立都祁診療所にあつては、毎月の第 1 土曜日及び第 3 土曜日を除く。）

第 4 条第 2 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 月曜日及び木曜日（奈良市立奈良診療所に限る。）

第 5 条中「奈良市立奈良診療所、奈良市立月ヶ瀬診療所」を「奈良市立月ヶ瀬診療所」に改める。

別表中奈良市立奈良診療所の項から奈良市立田原診療所の項までを次のように改める。

奈良市立奈良診療所	午後 1 時から午後 4 時まで
奈良市立柳生診療所	午前 9 時から正午まで及び午後 1 時30分から午後 4 時まで
奈良市立田原診療所	(1) 月曜日、火曜日、水曜日及び金曜日 午前 9 時から正午まで及び午後 1 時30分から午後 4 時まで (2) 木曜日 午前 9 時から正午まで及び午後 1 時30分から午後 7 時まで

附 則

この条例は、平成20年 4月 1 日から施行する。

(平成20年 3月28日揭示済)

奈良市総合医療検査センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3月28日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第11号

奈良市総合医療検査センター条例の一部を改正する条例

奈良市総合医療検査センター条例（平成 7 年奈良市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「成人病検診」を「生活習慣病検診」に改め、同条第 2 号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

第11条中「規則で」を「市長が」に改める。

附 則

この条例は、平成20年 4月 1 日から施行する。

(平成20年 3月28日揭示済)

奈良市保健所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3月28日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第12号

奈良市保健所条例の一部を改正する条例

奈良市保健所条例（平成13年奈良市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表水質検査の部飲料水検査の款理化学検査の項中「24,100円」を「26,500円」に、「34,600円」を「36,400円」に改め、同部プール水検査の款総トリハロメタン検査の項中「34,600円」を「37,000円」に改め、同部中

浴槽水等検査	理化学検査	濁度	1 項目につき 1,100円
		色度	1 項目につき 1,100円
		水素イオン濃度	1 項目につき 1,100円
		過マンガン酸カリウム消費量	1 項目につき 4,200円
細菌検査	大腸菌群	1 項目につき 1,600円	
	レジオネラ属菌	1 項目につき 7,000円	
その他検査	有機化合物	1 項目につき 10,400円	
	簡易な分析等	1 項目につき 1,100円	
	過マンガン酸カリウム消費量	1 項目につき 4,200円	
		大腸菌群	1 項目につき 1,600円

を

浴槽水等検査	理化学検査	濁度	1 項目につき 1,100円
		色度	1 項目につき 1,100円
		水素イオン濃度	1 項目につき 1,100円
		過マンガン酸カリウム消費量	1 項目につき 4,200円

細菌検査	大腸菌群	1項目につき 1,600円
	レジオネラ属菌	1項目につき 7,000円
その他の検査	有機化合物	1項目につき 10,400円
	簡易な分析等	1項目につき 1,100円
	過マンガン酸カリウム消費量	1項目につき 4,200円
	大腸菌又は大腸菌群	1項目につき 1,600円

に

改め、同表食品検査の部食品中の添加物検査の款定量分析の項中「6,900円」を「7,500円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の奈良市保健所条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に申請される検査に係る手数料について適用し、同日前に申請された検査に係る手数料については、なお従前の例による。

(平成20年3月28日揭示済)

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第13号

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第1条 奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「含む。」の次に「次条第2項において同じ。」を加える。

第6条中「5万円」を「3万円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第7条中「市は」の次に「、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて」を加え、「ために」を「ための」に改め、第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とする。

第8条の2中「」及び」の次に「後期高齢者支援金等賦課額(同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに」を加える。

第8条の3中「国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第8条の2第1項に規定する退職被保険者又は同条第2項に規定する退職被保険者の被扶養者」を「法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))に改め、同条第1号中「及び高額療養費」を「、高額療養費及び高額介護合算療養費」に、「老人保健法(昭和57年法律第80号)」を「高齢者医療確保法」に、「医療費拠出金の納付に要する費用の額から、法第70条第1項第2号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に同号に規定する退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を控除した額」を「前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。)の納付に要する費用の額」に、「(老人保健法の規定による拠出金及び介護納付金(介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金をいう。以下同じ。))を「(前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)並びに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。))」に、「及び高額療養費」を「、高額療養費及び高額介護合算療養費」に改め、「支給に要する費用の額並びに」の次に「後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び」を、「合算額」の次に「から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合(以下「退職被保険者等所属割合」という。)を乗じて得た額を控除した額(高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)」を加え、同条第2号中「負担金(」の次に「高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下「病床転換支援金」という。)並びに」を、「規定による調整交付金(」及び「都道府県調整交付金(」の次に「後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに」を加え、「第72条の3第1項」を「第72条の4第1項」に、「第74条及び」を「第72条の5の規定による負担金、法第74条の規定による補助金、法」に改め、「補助金(」の次に「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」を加え、「、同条の規定による貸付金(」を「及び貸付金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」に、「及び介護納付金」を「並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金」に、「第72条の2の2第1項」を「第72条の3第1項」に、「第72条の4」を「附則第7条第1項」に改め、「療養給付費等交付金」の次に「(以下「療養給付費等交付金」という。))」を加える。

第9条中「、資産割額」を削り、「ときは」を「場合

には」に改める。

第10条第1項中「第12条、第12条の3、第12条の9及び第12条の11において」を「以下」に改める。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第12条第1項第1号中「基礎賦課総額の100分の35」を「一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の50」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「基礎賦課総額」を「一般被保険者に係る基礎賦課総額」に改め、同号を同項第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 世帯別平等割 ア又はイに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定めるところにより算定した額

ア イに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数の2分の1を乗じて得た数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

第12条第1項第4号を削る。

第12条の2中「、資産割額」を削り、「にあつては」を「には」に改める。

第12条の4を次のように改める。

第12条の4 削除

第12条の5（見出しを含む。）中「及び世帯別平等割額」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定）

第12条の5の2 第12条の2の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる世帯以外の世帯 第12条第1項第3号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第12条第1項第3号イに定めるところにより算定した額

第12条の6中「56万円」を「47万円」に改め、同条の次に次の9条を加える。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第12条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第16条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合

にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額

(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第75条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）その他国民健康保険事業に要する費用（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。）に係るものに限る。）のための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金及び療養給付費等交付金を除く。）の額の合算額（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額）

第12条の6の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第12条の6の4 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第12条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の総額で除

して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 ア又はイに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定めるところにより算定した額

ア イに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第12条の6の6 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第12条の6の7 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第12条の6の5の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)

第12条の6の8 第12条の6の6の被保険者均等割額は、第12条の6の5の規定により算定した額と同額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)

第12条の6の9 第12条の6の6の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる世帯以外の世帯 第12条の6の5第1項第3号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第12条の6の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第12条の6の10 第12条の6の3又は第12条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の6の

3の後期高齢者支援金等賦課額と第12条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条第1項において同じ。)は、12万円を超えることができない。

第12条の7第2号中「第74条及び」を削り、「並びに同条の規定による」を「及び」に、「第72条の2の2第1項」を「第72条の3第1項」に改める。

第12条の8中「、資産割額」を削る。

第12条の10を次のように改める。

第12条の10 削除

第12条の11第1項第1号中「100分の35」を「100分の50」に改め、「介護納付金賦課被保険者に係る」を削り、同項第2号を削り、同項第3号中「100分の35」を「100分の50」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条の見出しを「(普通徴収に係る納期及び納付額)」に改め、同条第1項中「保険料の納期」を「普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)」に改める。

第15条第1項を次のように改める。

保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合における当該納付義務者に係る第9条、第12条の2、第12条の6の3若しくは第12条の6の6の額(被保険者数が増加又は減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)又は第12条の8の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月から、月割をもつて行う。

第15条第2項中「し、又は1世帯に属する被保険者数が減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった」を「した」に、「第12条の2の額若しくは」を「第12条の2、第12条の6の3若しくは第12条の6の6の額又は」に改め、「同条第3項」の次に「若しくは第4項」を加え、「、それぞれ」を削り、「し、又は被保険者数が減少した」を「した」に、「第5号」を「第8号」に、「し、又は減少した」を「した」に改め、「若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日」を削る。

第16条第1項中「56万円」を「47万円」に改め、同項第1号中「及び当該年度」を「、当該年度」に、「につき」を「及び特定同一世帯所属者につき」に改め、同項第2号中「」の数の次に「と特定同一世帯所属者（当該世帯主を除く。）の数の合計数」を加え、同項第3号中「被保険者の数」の次に「と特定同一世帯所属者の数の合計数」を加え、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項各号」を「前項各号」に、「この場合において」を「この場合において、」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の6」と、「47万円」とあるのは「12万円」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。

第16条第5項中「から前項まで」を「及び第2項」に、「56万円」を「47万円」に、「第2項中「前項第3号」とあるのは「前項第3号（第5項において読み替える場合を含む。）」と、第3項中「第1項第3号」とあるのは「第1項第3号（第5項において読み替える場合を含む。）」と、前項を「第2項」に改め、同項を同条第4項とする。

第19条中「保険料の」を「普通徴収に係る保険料の」に改める。

第20条第2項第2号を次のように改める。

(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

第21条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）の属する世帯の納付義務者

ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となつた者に限る。）の被扶養者であつた者

(ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

(イ) 船員保険法の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

第21条第2項中「納期限前7日までに次に」を「普通徴収の方法により徴収されている保険料については納期限前7日までに、特別徴収の方法により徴収されている保険料については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

附則第8項中「附則第34条第1項」を「附則第34条第4項」に改める。

附則第9項中「第35条第1項」を「第35条第5項」に、「第34条第1項」を「第34条第4項」に改める。

附則第10項中「第35条の2第1項」を「第35条の2第6項」に改める。

附則第11項中「において準用する同条第1項」を削る。

附則第12項中「第35条の3第11項において準用する同条第3項」を「第35条の3第13項」に改める。

附則第13項中「第33条の3第1項」を「第33条の3第5項」に改める。

附則第14項中「第35条の4第1項」を「第35条の4第4項」に改める。

附則第15項中「において準用する同条第1項」を削る。

附則第24項中「第18項」を「第20項」に改め、同項を附則第26項とする。

附則第23項中「第20項」を「第22項」に改め、同項を附則第25項とする。

附則第22項中「第20項」を「第22項」に改め、同項を附則第24項とする。

附則第21項を附則第23項とし、附則第20項を附則第22項とし、附則第19項を附則第21項とし、附則第18項の前の見出しを削り、同項を附則第20項とし、同項の前に見出しとして「（月々瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置）」を付する。

附則第17項を附則第19項とし、附則第16項の次に次の2項を加える。

（条約適用利子等に係る利子所得等に係る保険料の賦課の特例）

17 世帯主又はその世帯に属する被保険者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項の条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一

時所得及び雑所得を有する場合における第10条及び第16条第1項の規定の適用については、これらの規定中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第10条第1項中「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、「同法第313条第9項」とあるのは「地方税法第313条第9項」と、第16条第1項第1号中「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の算定」とする。

(条約適用配当等に係る配当所得に係る保険料の賦課の特例)

- 18 世帯主又はその世帯に属する被保険者が租税条約実施特例法第3条の2の2第12項の条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第10条及び第16条第1項の規定の適用については、これらの規定中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第10条第1項中「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、「同法第313条第9項」とあるのは「地方税法第313条第9項」と、第16条第1項第1号中「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の算定」とする。

第2条 奈良市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

附則第3項中「国民健康保険の被保険者」を「被保険者若しくは特定同一世帯所属者」に改め、「以下「特定の年金等控除額」という。」を削る。

附則第4項から第7項までを削る。

附則第8項中「世帯主及び」を「世帯主又は」に改め、「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第4項とする。

附則第9項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第5項とする。

附則第10項中「国民健康保険の被保険者」を「被保険者若しくは特定同一世帯所属者」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第11項を附則第7項とし、附則第12項を附則第8項とする。

附則第13項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第9項とする。

附則第14項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一

世帯所属者」を加え、同項を附則第10項とする。

附則第15項を附則第11項とし、附則第16項を削る。

附則第17項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第12項とする。

附則第18項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第13項とする。

附則第19項の見出し中「平成19年度から」を「平成20年度及び」に改め、「までの各年度」を削り、同項中「平成19年度から」を「平成20年度及び」に改め、「までの各年度」を削り、「第16項第1号」を「第26条第1項第1号」に、「法附則第17項」を「同条第2項」に、「法附則第16項第2号」を「同条第1項第2号」に、「第16項の」を「第26条第1項の」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第20項の前の見出しを削り、同項を附則第15項とし、同項の前の見出しとして「(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)」を付する。

附則第21項を附則第16項とし、附則第22項を附則第17項とし、附則第23項を附則第18項とする。

附則第24項中「第22項」を「第17項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第25項中「第22項」を「第17項」に改め、同項を附則第20項とする。

附則第26項中「第20項」を「第15項」に改め、同項を附則第21項とする。

附則

(施行期日)

- この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1条中奈良市国民健康保険条例附則の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 第1条による改正後の奈良市国民健康保険条例(以下「新条例」という。)第6条の規定は、平成20年4月1日以後の死亡に係る葬祭費から適用し、同日前の死亡に係る葬祭費については、なお従前の例による。

- 新条例の規定(第5条から第7条まで及び附則の規定を除く。)及び第2条による改正後の奈良市国民健康保険条例の規定は、平成20年度以後の年度分の保険料について適用し、平成19年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成20年3月28日揭示済)

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第14号

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例(平成18年奈良市条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し中「及び平成19年度」を「から平成20年度までの各年度」に改め、同項中「第4項から第7項まで」を「第5項から第10項まで」に、「次項」を「次項及び第4項」に改める。

附則中第8項を第11項とし、第7項を第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 賦課期日において編入前の都祁村の区域内に住所を有する第1号被保険者で、平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項各号のいずれかに該当するものの平成20年度の保険料率は、新条例附則第4条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 附則第4項第1号に掲げる者 35,500円
- (2) 附則第4項第2号に掲げる者 39,100円
- (3) 附則第4項第3号に掲げる者 42,800円
- (4) 附則第4項第4号に掲げる者 46,400円
- (5) 附則第4項第5号に掲げる者 50,800円

附則中第6項を第8項とし、第5項を第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 賦課期日において編入前の月ヶ瀬村の区域内に住所を有する第1号被保険者で、平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項各号のいずれかに該当するものの平成20年度の保険料率は、新条例附則第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 附則第4項第1号に掲げる者 35,000円
- (2) 附則第4項第2号に掲げる者 38,600円
- (3) 附則第4項第3号に掲げる者 42,200円
- (4) 附則第4項第4号に掲げる者 45,700円
- (5) 附則第4項第5号に掲げる者 50,000円

附則中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項各号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、新条例第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新条例第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第1号又は第2号に該当するもの 36,000円
- (2) 新条例第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第3号に該当するもの 39,700円
- (3) 新条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者（以下この項において「第5号該当者」という。）

に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1号又は第2号に該当するもの 43,300円

(4) 新条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第3号に該当するもの 47,000円

(5) 新条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第4号に該当するもの 51,400円

附則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月28日揭示済)

奈良市後期高齢者医療に関する条例をここに公布する。
平成20年3月28日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第15号

奈良市後期高齢者医療に関する条例

(趣旨)

第1条 本市（以下「市」という。）が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年奈良県後期高齢者医療広域連合条例第30号。以下「広域連合条例」という。）に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(市において行う事務)

第2条 市は、保険料の徴収及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 広域連合条例第2条の規定による葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付
- (2) 広域連合条例第17条の規定による保険料の額に係る通知書の引渡し
- (3) 広域連合条例第18条第2項の規定による保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付
- (4) 広域連合条例第18条第2項の規定による保険料の徴収猶予の申請に対する奈良県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
- (5) 広域連合条例第19条第2項の規定による保険料の減免に係る申請書の提出の受付
- (6) 広域連合条例第19条第2項の規定による保険料の減免の申請に対する奈良県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
- (7) 広域連合条例第20条本文の規定による申告書の提出の受付
- (8) 前各号に掲げる事務に付随する事務（保険料を徴収すべき被保険者）

第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。

- (1) 市内に住所を有する被保険者
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（同項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際、市内に住所を有していた被保険者
- (3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等で入院等をした際、市内に住所を有していた被保険者
- (4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、市内に住所を有していた被保険者

（普通徴収に係る保険料の納期）

第4条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

- 第1期 7月15日から同月31日まで
- 第2期 8月15日から同月31日まで
- 第3期 9月15日から同月30日まで
- 第4期 10月15日から同月31日まで
- 第5期 11月15日から同月30日まで
- 第6期 12月15日から同月28日（同日が土曜日ときはその前日、日曜日ときはその前々日）まで
- 第7期 翌年1月15日から同月31日まで
- 第8期 翌年2月15日から同月末日まで

2 前項に規定する納期により難い被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該被保険者又は連帯納付義務者（法第108条第2項又は第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。）に対し、その納期を通知しなければならない。

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

（延滞金）

第5条 普通徴収に係る保険料を納付すべき者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年10.95パーセントの割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が10円未満である場合においては、この限りでない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、^{じっ}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（罰則）

第6条 市は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命じられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第7条 市は、偽りその他不正の行為により保険料、この条例に規定する過料その他法第4章の規定による徴収金（市が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第8条 前2条の過料の額は、情状により、市長が定める。
2 前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
（平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例）

第2条 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 第1期 10月15日から同月31日まで
- 第2期 11月15日から同月30日まで
- 第3期 12月15日から同月28日（同日が土曜日ときはその前日、日曜日ときはその前々日）まで
- 第4期 翌年1月15日から同月31日まで
- 第5期 翌年2月15日から同月末日まで

2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合には、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以降における市長が別に定める時期とする」とする。

（平成20年3月28日揭示済）

奈良市安全安心まちづくり条例をここに公布する。
平成20年3月28日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第16号

奈良市安全安心まちづくり条例

目次

- 前文
- 第1章 総則（第1条－第9条）
- 第2章 自主防犯活動の促進（第10条－第12条）
- 第3章 防犯力の高いまちづくり（第13条－第17条）
- 第4章 児童等の安全の確保（第18条－第21条）

第5章 交通事故の防止(第22条-第24条)

第6章 公共の場所等におけるマナー等の遵守(第25条)
附則

奈良市は、1300年の歴史と多数の歴史的文化遺産とを有し、多くの観光客が訪れる国際文化観光都市である。この世界に誇る歴史的文化遺産は、先人によって築き守られてきた環境の下、その歴史を刻んできたものであり、私たち奈良市民は、先人から受け継いだ良好な環境を守り、次の世代に引き継いでいく責務を有している。

この良好な環境は、人々が互いに思いやり、支え合い、助け合う地域社会の存在そのものが基盤となり形成されてきたものである。しかしながら、近年、少子・高齢化、核家族化といった生活様式の変化や価値観の多様化に伴い、地域社会における人と人、人と地域とのつながりが希薄になり、その結果、犯罪や交通事故、さらには迷惑行為による住民間のトラブルなどによって、この良好で快適な社会環境を持続することの困難さが懸念される場所である。

この傾向に対処するため、市、関係機関・団体などが、それぞれの立場で安全・安心で快適なまちづくりを図っているところであるが、これらの活動をより効果的なものとするためには、すべての市民が自主防犯意識を高め、社会規範や社会の一員としてのルールを遵守し、人と人、人と地域とのつながりを強めるとともに、市、市民、自治会、事業者などが連携・協働して取組を推進することが重要である。

ここに、私たちは、市民にとっても、本市を訪れる人にとっても、安全・安心が実感できる地域社会を実現するとともに、先人によって築き守られてきた良好で快適な環境を将来に引き継ぐことを決意し、この条例を定める。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、安全・安心で快適なまちづくりに関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、自治会等及び事業者の役割を明らかにするとともに、安全・安心で快適なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、すべての市民が安全で安心して快適に生活することができる奈良市を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (2) 児童等 幼児、児童及び生徒をいう。
- (3) 自治会等 自治会その他の地域的な活動を行う団体をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 関係機関 市の区域を管轄する警察機関及び市内において防犯又は交通安全に関する活動を行う団体をいう。
- (6) 自主防犯活動 市民、自治会等及び事業者が自主的

に行う防犯に関する活動をいう。

- (7) 自主防犯団体 自主防犯活動を行うことを目的として結成された団体をいう。

(基本理念)

第3条 安全・安心で快適なまちづくりは、市民の自らの安全は自ら守り、地域の安全は地域で守るという自主防犯意識を高めるとともに、社会の規範及び社会の一員としてのマナーを遵守する意識を醸成することにより、市民が互いに思いやり、支え合う良好な地域社会を形成することが不可欠であるとの認識の下に行われなければならない。

- 2 安全・安心で快適なまちづくりは、基本的人権を尊重し、市、市民、自治会等及び事業者が、互いに協働して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める安全・安心で快適なまちづくりに関する基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、市民、自治会等及び事業者と協働して、安全・安心で快適なまちづくりに関する施策を総合的に推進しなければならない。

- 2 市は、安全・安心で快適なまちづくりに関する施策を実施するに当たっては、県及び警察との連絡調整を緊密に行わなければならない。
- 3 市は、安全・安心で快適なまちづくりに関する市民、自治会等及び事業者の関心及び理解を高めるため、必要な広報活動及び啓発活動を行わなければならない。
- 4 市は、安全の確保上特に配慮を要する児童等、高齢者及び障がい者が犯罪及び交通事故に遭うことのないよう配慮した安全・安心で快適なまちづくりを推進しなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、安全・安心で快適なまちづくりを推進するための活動を自主的に行い、地域社会の一員として、人々が互いに助け合い、支え合う良好な地域社会の形成に努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する安全・安心で快適なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(自治会等の役割)

第6条 自治会等は、基本理念にのっとり、地域の防犯力を高めるための核となるべき存在であることを認識し、市、市民及び事業者と連携して、安全・安心で快適なまちづくりに関する自主的な活動を推進するよう努めるものとする。

- 2 自治会等は、市が実施する安全・安心で快適なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、地域活動に参加するよう努めるとともに、市、市民及び自治会等と連携し、安全・安心で快適なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、自らが所有し、又は管理する施設を適正に

管理するとともに、その事業活動を行うに当たっては、安全・安心で快適なまちづくりのため、自主的に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する安全・安心で快適なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。
(基本計画の策定)

第8条 市長は、安全・安心で快適なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定するものとし、必要に応じ、適切な見直しを行うものとする。

2 市長は、前項の基本計画を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。
(推進体制の整備)

第9条 市は、安全・安心で快適なまちづくりを推進するため、市、市民、自治会等及び事業者が地域安全に関する情報を共有し、協働することができる体制を整備するものとする。

第2章 自主防犯活動の促進 (自主防犯活動の促進)

第10条 市民、自治会等及び事業者は、地域の安全を守るため、協働して自主防犯活動に取り組むよう努めるものとする。
(自主防犯団体に対する支援)

第11条 市は、自主防犯団体の活動が継続的かつ効果的に行われるよう、当該団体に対し、地域安全に関する情報の提供、自主防犯活動に関する助言その他必要な支援を行うものとする。
(自主防犯活動の日)

第12条 市は、市民の安全・安心で快適なまちづくりに関する意識の高揚を図り、市民参加による自主防犯活動の取組を推進するため、奈良市自主防犯活動の日を設け、自主防犯活動の推進に関する事業を行うものとする。

第3章 防犯力の高いまちづくり (防犯意識の高揚)

第13条 市民及び事業者は、犯罪の被害に遭わないために、自ら防犯の意識を高めるよう努めるものとする。

2 市は、防犯力の高いまちづくりを推進するため、関係機関と連携して情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。
(公共施設の整備)

第14条 市は、道路、公園、自動車駐車場、自転車駐車場等の公共施設の整備及び管理に当たっては、防犯に配慮した構造及び設備とするよう努めるものとする。
(防犯力の高い住宅の促進)

第15条 市は、住宅を建築する市民及び事業者に対して、防犯に配慮した構造及び設備に関する情報の提供及び啓発活動を行うものとする。
(商業施設等の整備)

第16条 商業施設及び宿泊施設を設置し、所有し、又は管理する者は、防犯に配慮した構造及び設備とするよう努めるものとする。

(空き地空き家の管理)

第17条 現に使用していない土地若しくは建物を所有し、占有し、又は管理する者は、防犯に配慮した適正な管理を行うよう努めるものとする。

第4章 児童等の安全の確保 (学校等の安全確保)

第18条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(以下「学校等」という。)を設置し、又は管理する者は、学校等における児童等の安全を確保するよう努めるものとする。

(通学路等の安全確保)

第19条 児童等が通学、通園又は日常生活において利用する道路、公園等(以下「通学路等」という。)を設置し、又は管理する者は、児童等の安全を確保するため、通学路等の環境の整備に努めるものとする。

(児童等に対する安全教育)

第20条 市は、児童等が犯罪及び交通事故の被害に遭わないよう、児童等が通学又は通園する学校等の教職員及び児童等に対して、安全に関する教育を実施するものとする。

(児童等の有害環境からの保護)

第21条 市、市民、自治会等及び事業者は、児童等の健全な成長を妨げるおそれのある社会環境から児童等を保護するように努めるものとする。

第5章 交通事故の防止 (交通安全意識の高揚)

第22条 市民及び事業者は、自ら交通安全に関する意識を高め、交通事故を防止するよう努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者の交通安全に関する意識を高めるため、関係機関と連携して情報の提供その他必要な措置を講じるものとする。
(道路環境の整備)

第23条 道路を設置し、又は管理する者は、交通事故を防止するため、道路環境の整備に努めるものとする。
(交通事故の防止)

第24条 自動車及び原動機付自転車(以下「自動車等」という。)の運転者は、譲り合いの精神をもって安全運転に努めるものとする。

2 自転車の運転者は、自転車が歩行者に危害を及ぼすおそれがあることを認識し、譲り合いの精神をもって安全運転に努めるものとする。

3 歩行者は、道路を通行するに当たっては、交通の危険を生じさせないように努めるものとする。

第6章 公共の場所等におけるマナー等の遵守 (マナー等の遵守)

第25条 市民は、安全・安心で快適なまちづくりを推進するため、他人に迷惑をかけることのないよう、社会の規範及び社会の一員としてのマナーを遵守するものとする。

2 市民は、他人に迷惑をかけないため、次に掲げる行為

をしないようにするものとする。

- (1) 一般の通行又は市民の日常生活に支障を及ぼすような方法で道路に自動車等を駐車すること。
- (2) 公園、広場、道路、河川その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）及び他人の土地に自動車等又は自転車を放置すること。
- (3) 許可なく公共の場所に工作物、物件又は施設を設けて占用すること。
- (4) 空き缶等のごみを公共の場所又は他人の土地に捨てること。
- (5) 他人に危害又は迷惑を及ぼすような方法で愛玩動物を飼育すること。
- (6) 公共施設及び他人の建物その他の工作物に落書きをすること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(奈良市安全で住みよいまちづくりに関する条例の廃止)
- 2 奈良市安全で住みよいまちづくりに関する条例（平成9年奈良市条例第30号）は、廃止する。
(平成20年3月28日揭示済)

奈良市営駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第17号

奈良市営駐車場条例の一部を改正する条例

奈良市営駐車場条例（平成9年奈良市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「JR奈良駅第1駐車場及びJR奈良駅第2駐車場」を「駐車場」に改める。

第3条の3第1項第2号中「午前8時から午後11時まで」を「午前7時から午後10時まで」に改める。

別表第2の1及び2中「(1台につき)」を「(定期利用

を除く。)(1台につき)」に改め、同表の2の次に次のように加える。

- 3 定期利用の場合の駐車料金（1台につき）
1 箇月につき15,000円

附 則

この条例は、平成20年6月1日から施行する。

(平成20年3月28日揭示済)

奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第18号

奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

奈良市自転車駐車場条例（昭和59年奈良市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び4項を加える。

(奈良市JR奈良駅臨時自転車駐車場の設置及び管理)

- 2 第2条に定める駐車場のほか、平成20年5月1日から平成21年3月31日までの間、奈良市JR奈良駅臨時自転車駐車場を奈良市三条町1,136番地に設置する。
- 3 奈良市JR奈良駅臨時自転車駐車場の管理については、第2条の2の規定を適用しない。この場合において、第2条の3ただし書中「指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要があると認める場合は」と、第4条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条中「市及び指定管理者」とあるのは「市」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 4 奈良市JR奈良駅臨時自転車駐車場を利用できる車両は、原動機付自転車及び自転車とする。
- 5 奈良市JR奈良駅臨時自転車駐車場の使用料は、次のとおりとする。

利用の区分		一時使用料 (1日1回につき)	定期使用料(1箇月につき)	
			市内在住者	市外在住者
自 転 車	一 般	120円	2,300円	2,500円
	学 生	100円	1,700円	2,300円
原 動 機 付 自 転 車		220円	3,300円	3,500円

- 備考
- 1 「一時使用料」とは、1回(30分以上の利用をいう。)の利用の都度、使用料を納付するものをいう。
 - 2 「定期使用料」とは、1箇月を単位として、継続して利用するために一括して使用料を納付するものをいう。
 - 3 「市内在住者」とは、市内に住所を有する者をいい、「市外在住者」とは、市内在住者以外の者をいう。
 - 4 「学生」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条に規定する各種学校又はこれに類するものとして市長が認める施設に通学又は通園している者をいい、「一般」とは、学生以外の者をいう。

附 則

この条例は、平成20年5月1日から施行する。

(平成20年3月28日揭示済)

奈良市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第19号

奈良市道路占用料に関する条例等の一部を改正する
条例

(奈良市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例)

別表(第2条関係)

第1条 奈良市道路占用料に関する条例(昭和28年奈良市
条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

占 用 物 件		単 位	占 用 料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	630円
	第二種電柱		970円
	第三種電柱		1,300円
	第一種電話柱		560円
	第二種電話柱		900円
	第三種電話柱		1,200円
	その他の柱類		56円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6円
	地下電線その他地下に設ける線類		3円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	550円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	340円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100円
	郵便差出箱		470円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	24円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		34円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		51円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		67円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		100円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		130円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		240円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		340円
	外径が1メートル以上のもの		670円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,100円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室 階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額

		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			1,000円
	地下に設ける通路			600円
	その他のもの			1,100円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日 20円	
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月 200円	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月 200円	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年 2,000円	
	標識		1本につき1年 900円	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日 20円	
		その他のもの	1本につき1月 200円	
	幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日 20円	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月 200円	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月 2,000円	
		その他のもの	1,000円	
	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月 200円	
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		110円		
令第7条第6号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額	
その他前各項により難しい占有物件		前各項に準じて市長が定める額		

(奈良市準用河川管理条例の一部を改正する条例)

第2条 奈良市準用河川管理条例(平成12年奈良市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項、第4条第1項及び第7条第1号中「第57条の2」を「第57条の4」に改める。

別表の1の表土地占用料の部中「1,000円」を「630円」に、「1,600円」を「970円」に、「2,200円」を「1,300円」に、「930円」を「560円」に、「1,500円」を「900円」に、「2,100円」を「1,200円」に、「1,400円」を「1,100円」に改め、同部埋設又は架設管類の項を次のように改める。

埋設 又は 架設 管類	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	130円
	外径が40センチメートル以上70センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	240円
	外径が70センチメートル以上100センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	340円

外径が100センチメートル以上のもの	1メートル 1年につき	670円	
--------------------	----------------	------	--

別表の1の表土地占用料の部仮設建築物の項中「1年」を「1月」に、「140円」を「110円」に改め、同部中「2,800円」を「2,200円」に改める。
(奈良市都市公園条例の一部を改正する条例)

第3条 奈良市都市公園条例（昭和46年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。
別表の2の表中備考以外の部分を次のように改める。
2 都市公園を占用する場合

占 用 物 件		単 位	期 間	金 額
電柱、電線、 変圧塔その 他これらに 類するもの	第一種電柱	1本	1年	630円
	第二種電柱			970円
	第三種電柱			1,300円
	第一種電話柱			560円
	第二種電話柱			900円
	第三種電話柱			1,200円
	その他の柱類			56円
	共架電線その他上空に設けられる線類	1メートル	1年	6円
	地下電線その他地下に設けられる線類			3円
	地表に設けられる変圧器	1個	1年	550円
	地下に設けられる変圧器	1平方メートル	1年	340円
	簡易型携帯電話システム無線基地局	1基	1年	550円
	変圧塔その他これに類するもの	1個	1年	1,100円
水道管、下 水道管、ガ ス管その他 これらに類 するもの	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル	1年	24円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			34円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			51円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			67円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			100円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			130円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			240円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			340円
	外径が1メートル以上のもの			670円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	1平方メートル	1年	600円	
郵便差出箱	1個	1年	470円	

公衆電話所			1,100円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1平方メートル	1月	200円
標識	1本	1年	900円
防火用貯水槽で地下に設けられるもの	1平方メートル	1年	1,100円
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設	1平方メートル	1月	200円
土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場			
その他前各項により難い占用物件	前各項に準じて市長が定める額		

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の際、現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定により道路の占用の許可を受けている者又は現に占用している者の当該占用に係る占用料の額については、第1条の規定による改正後の奈良市道路占用料に関する条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この条例の施行の際、現に河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項において準用する同法第24条の規定により河川の占用許可を受けている者又は現に占用している者の当該占用に係る占用料の額については、第2条の規定による改正後の奈良市準用河川管理条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この条例の施行の際、現に都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第2項又は第6条第1項若しくは第3項の規定により都市公園の使用の許可を受けている者又は現に使用している者の当該使用に係る使用料の額については、第3条の規定による改正後の奈良市都市公園条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(平成20年3月28日揭示済)

奈良市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第20号

奈良市消防団条例の一部を改正する条例

奈良市消防団条例（平成12年奈良市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改める。

第12条を削り、第11条を第12条とする。

第10条中「その他の者にあつては団長に」を「分団長以上の階級にある団員にあつては団長に、その他の団員にあつては分団長に」に改め、同条を第11条とする。

第9条の前の見出しを削り、同条を第10条とし、同条の

前に見出しとして「(服務規律)」を付する。

第8条に次の2項を加え、同条を第9条とする。

- 停職者は、その職を保有するが職務に従事しない。
- 停職者は、停職の期間中いかなる報酬も支給されない。第7条の次に次の1条を加える。

(退職の願い出)

第8条 団員が退職しようとするときは、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出て、その承認を受けなければならない。

第13条を第16条とし、第12条の次に次の3条を加える。

(報酬)

第13条 団員の報酬は、別表第1に定める額とする。

- 前項の報酬は、月割をもって支給するものとし、団員がその職に就いたときはその日の属する月分から、団員がその職を離れたとき又は死亡したときはその日の属する月分まで支給する。ただし、在職日数が月の過半に満たない月の報酬は、支給しない。

- 前項の規定による月割の報酬額は、別表第1に定める報酬額に、団員の当該年度における在職月数を12で除して得た数を乗じて得るものとし、当該計算した額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(費用弁償)

第14条 団員が水火災、訓練等に出勤したときは、別表第2に定める額を費用弁償として支給する。

- 団員がその職務のために旅行したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第3号）別表第3項に掲げる職員が同条例の規定に基づき受けるべき旅費相当額を費用弁償として支給する。

(報酬及び費用弁償の支給時期)

第15条 団員の報酬及び費用弁償は、毎年4月1日から9月30日まで及び10月1日から3月31日までの2期に区分し、それぞれの期間分を、当該期間の終了する日の属する月の翌月に支給する。ただし、前条第2項に定める費用弁償については、その旅行の都度支給する。

- 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、その支給時期を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

別表を次のように改める。

別表第1 (第13条関係)

報 酬 額

階 級	職 名	報酬年額 (円)
団 長	団 長	350,000
副 団 長	方 面 隊 長	270,000
分 団 長	方面隊副隊長	160,000
	分 団 長	145,000
副 分 団 長	副 分 団 長	88,000
部 長	部 長	65,000
班 長	班 長	55,000
団 員	団 員	50,000

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2 (第14条関係)

出勤時費用弁償額

出 動 種 別	1 回 当 た り の 費 用 弁 償 額 (円)
水 火 災	4,000
警 戒	3,000
訓 練	2,500
機 械 器 具 点 検	2,000
そ の 他	2,000

備考 1回の出勤時間が引き続き4時間を超えるときは、4時間に達するごとに1回とする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月28日揭示済)

奈良市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

別表 (第8条の2関係)

1 施設及びその使用料

区 分	午 前	午 後	夜 間
	9 : 00 ~ 12 : 00	13 : 00 ~ 17 : 00	18 : 00 ~ 21 : 00
ア ト リ エ	円 840	円 1,120	円 840
ギ ャ ラ リ ー	2,220	2,960	2,220
ク ッ キ ン グ ル ー ム	1,320	1,760	1,320
ス タ ジ オ 1	1,230	1,640	1,230
ス タ ジ オ 2	1,230	1,640	1,230
パ ソ コ ン 学 習 室	1,050	1,400	1,050
ビ デ オ 編 集 室	330	440	330

平成20年3月28日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第21号

奈良市公民館条例の一部を改正する条例

奈良市公民館条例 (昭和39年奈良市条例第13号) の一部を次のように改正する。

第2条の4第1項第4号中「26日」を「27日」に改める。

第8条第1項中「又は使用を中止させ、若しくは」を「使用を中止させ、又は」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により使用の条件の変更、使用の中止又は使用の承認の取消しを受けた者に生じた損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。

第8条の次に次の3条を加える。

(使用料)

第8条の2 公民館の使用の承認を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条の3 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第8条の4 既納の使用料は還付しない。ただし、公民館の使用の承認を受けた者の責めに帰すことができない理由により使用することができなくなったときその他市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第9条第1項中「使用者」を「公民館及び分館の使用の承認を受けた者」に、「前条」を「第8条」に、「取消し」を「使用の承認の取消し」に改め、同条第2項中「使用者が」を「公民館及び分館の使用の承認を受けた者が」に、「使用者から」を「当該使用の承認を受けた者から」に改める。

第10条中「使用者」を「公民館及び分館の使用の承認を受けた者」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

ン タ ー	学 習 室 1		780	1,040	780	
	学 習 室 2		900	1,200	900	
	学 習 室 3		780	1,040	780	
	学 習 室 4		780	1,040	780	
	工 房		1,560	2,080	1,560	
	視 聴 覚 室		1,080	1,440	1,080	
	託 児 室		720	960	720	
中 部 公 民 館	ホ ー ル		4,770	6,360	4,770	
	視 聴 覚 室		1,050	1,400	1,050	
	創 作 室		1,380	1,840	1,380	
	第 2 会 議 室		480	640	480	
	第 1 講 座 室		750	1,000	750	
	第 2 講 座 室		690	920	690	
	第 3 講 座 室		1,050	1,400	1,050	
	第 4 講 座 室		1,980	2,640	1,980	
	学 習 室		630	840	630	
	料 理 実 習 室		1,050	1,400	1,050	
	茶 室		1,080	1,440	1,080	
	和 室		540	720	540	
西 部 公 民 館	第 1 会 議 室		750	1,000	750	
	第 2 会 議 室		870	1,160	870	
	第 1 研 修 室		540	720	540	
	第 2 研 修 室		750	1,000	750	
	第 3 研 修 室		630	840	630	
	第 1 講 座 室		690	920	690	
	第 2 講 座 室		870	1,160	870	
	第 3 講 座 室		450	600	450	
	第 4 講 座 室		450	600	450	
	視 聴 覚 室		900	1,200	900	
	創 作 室		750	1,000	750	
	多 目 的 室		780	1,040	780	
	体 育 室	独 占 使 用		1,800	2,400	1,800
		部 分 使 用		900	1,200	900
	茶 室		420	560	420	
	和 室		630	840	630	
	調 理 実 習 室		2,220	2,960	2,220	
託 児 室		1,020	1,360	1,020		
南 部	ホ ー ル		2,400	3,200	2,400	
	講 座 室 1		690	920	690	
	講 座 室 2		750	1,000	750	

公民館	料理実習室	1,170	1,560	1,170
	和室	540	720	540
	茶室	210	280	210
	図書室	1,080	1,440	1,080
三笠公民館	会議室	330	440	330
	集会室 1	840	1,120	840
	集会室 2	780	1,040	780
	講座室 1	450	600	450
	講座室 2	330	440	330
	料理教室	1,140	1,520	1,140
	和室	510	680	510
田原公民館	講義室	570	760	570
	料理実習室	780	1,040	780
	集会室 1	690	920	690
	集会室 2	690	920	690
	集会室 3	690	920	690
	和室	390	520	390
	図書室	210	280	210
富雄公民館	会議室 (1階)	270	360	270
	会議室 (2階)	450	600	450
	集会室	2,610	3,480	2,610
	料理実習室	990	1,320	990
	和室	870	1,160	870
	図書室	420	560	420
	テニスコート	1時間につき		200
柳生公民館	講座室	930	1,240	930
	料理実習室	660	880	660
	和室	600	800	600
	図書室	360	480	360
若草公民館	会議室	390	520	390
	学習室	750	1,000	750
	講座室 I	1,110	1,480	1,110
	講座室 II	1,110	1,480	1,110
	料理実習室	900	1,200	900
	和室 I	360	480	360
	和室 II	270	360	270
図書室	510	680	510	
登美ヶ丘公	大ホール	1,590	2,120	1,590
	講座室 1	450	600	450
	講座室 2	690	920	690

民館	料 理 室	990	1,320	990
	和 室	720	960	720
興東公民館	ホ ー ル	1,020	1,360	1,020
	調 理 室	660	880	660
	洋 室 (集 会 室)	570	760	570
	和 室	390	520	390
	図 書 室	120	160	120
春日公民館	大 ホ ー ル	1,380	1,840	1,380
	第 1 講 座 室	420	560	420
	第 2 講 座 室	420	560	420
	料 理 教 室	1,320	1,760	1,320
	和 室	630	840	630
二名公民館	ホ ー ル	1,410	1,880	1,410
	会 議 室	240	320	240
	講 座 室	480	640	480
	料 理 室	930	1,240	930
	和 室	570	760	570
	図 書 室	240	320	240
	テ ニ ス コ ー ト	1時間につき		200
京西公民館	ホ ー ル	1,350	1,800	1,350
	会 議 室	360	480	360
	講 座 室	300	400	300
	料 理 教 室	840	1,120	840
	和 室	660	880	660
	図 書 室	300	400	300
	テ ニ ス コ ー ト	1時間につき		200
平城西公民館	会 議 室	390	520	390
	講 座 室	390	520	390
	実 習 室	780	1,040	780
	大 会 議 室	900	1,200	900
	和 室	570	760	570
	図 書 室	240	320	240
	多 目 的 広 場	1時間につき		200
伏見公民館	講 義 室	240	320	240
	小 会 議 室	300	400	300
	大 会 議 室	1,470	1,960	1,470
	料 理 実 習 室	870	1,160	870
	和 室	450	600	450
	図 書 室	330	440	330
	会 議 室	360	480	360

富雄南公民館	集 会 室	1,200	1,600	1,200
	料 理 教 室	540	720	540
	和 室	450	600	450
	図 書 室	240	320	240
	テ ニ ス コ ー ト	1時間につき		200
平城公民館	会 議 室	450	600	450
	講 座 室	300	400	300
	大 集 会 室	1,350	1,800	1,350
	料 理 実 習 室	840	1,120	840
	和 室	540	720	540
	図 書 室	300	400	300
飛鳥公民館	講 義 室	330	440	330
	集 会 室	1,320	1,760	1,320
	第 2 会 議 室	330	440	330
	料 理 実 習 室	810	1,080	810
	和 室	690	920	690
	図 書 室	360	480	360
都跡公民館	会 議 室	390	520	390
	講 座 室	390	520	390
	大 会 議 室	1,350	1,800	1,350
	料 理 実 習 室	720	960	720
	和 室	630	840	630
	図 書 室	300	400	300
登美ヶ丘南公民館	会 議 室	300	400	300
	大 集 会 室	1,290	1,720	1,290
	料 理 実 習 室	660	880	660
	和 室	810	1,080	810
	図 書 室	300	400	300
平城東公民館	小 会 議 室	450	600	450
	大 会 議 室	1,350	1,800	1,350
	料 理 実 習 室	660	880	660
	和 室	750	1,000	750
	図 書 室	330	440	330
月ヶ瀬公民館	多 目 的 ホ ー ル	5,100	6,800	5,100
	会 議 室	750	1,000	750
	研 修 室	960	1,280	960
	和 室	690	920	690
	図 書 室	960	1,280	960
都	会 議 室 A	360	480	360
	研 修 室 A	570	760	570

市民館	研修室 B	360	480	360
	実習室	360	480	360
	小集会室	240	320	240
	大集会室	810	1,080	810

備考

- 1 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、規定の使用料の額の1時間相当額とする。
- 2 使用者の過半数が次に掲げる者以外の者である場合の使用料は、規定の使用料の額の2倍に相当する額とする。
 - (1) 市内に住所を有する者
 - (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (3) 市内に存する学校に在学する者
- 3 「部分使用」とは、床面積の2分の1以下を使用する場合をいう。
- 4 生涯学習センターの工房を陶芸焼窯の焼成のために使用する場合の使用料は、規定の使用料の2分の1に相当する額とする。
- 5 図書室及び託児室の使用料は、講座、研修等に使用する場合に徴収する。

2 附属設備及びその使用料

教育委員会が規則で定める附属設備について当該規則で定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の奈良市公民館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に申請される使用承認に係る使用料について適用し、同日前に申請された使用承認に係る使用料については、なお従前の例による。
(平成20年3月28日揭示済)

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第22号

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例

奈良市体育施設条例（昭和60年奈良市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1球技場の部奈良市都祁球技場の項を削る。

別表第1の2中「及び奈良市都祁球技場」を削る。

別表第9中

奈良県月ヶ瀬健民運動場	600	800	600	1,600	1,800	2,600	を
奈良市都祁球技場							

奈良県月ヶ瀬健民運動場	600	800	600	1,600	1,800	2,600	に

改め、同表備考中「及び奈良市都祁球技場」を削る。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月28日揭示済)

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第23号

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年奈良市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「(平成18年厚生労働省告示第92号)」を「(平成20年厚生労働省告示第59号)」に改める。

(奈良市立診療所諸料金条例の一部改正)

第2条 奈良市立診療所諸料金条例（昭和24年奈良市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「から第4号まで」を「及び第3号」に、「(平成18年厚生労働省告示第92号)により算定した額」を「(平成20年厚生労働省告示第59号)により算定した額（この告示により算定できない場合にあっては、市長が定める額）」に改め、同項第4号を削る。

(奈良市総合医療検査センター条例の一部改正)

第3条 奈良市総合医療検査センター条例（平成7年奈良市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「(平成18年厚生労働省告示第92号)」を「(平成20年厚生労働省告示第59号)」に改める。

(市立奈良病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第4条 市立奈良病院使用料及び手数料条例（平成16年奈良市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「(平成18年厚生労働省告示第92号)」を「(平成20年厚生労働省告示第59号)」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例第6条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の診療の業務に係る往診手当について適用し、同日前の診療の業務に係る往診手当については、なお従前の例による。
(奈良市立診療所諸料金条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の奈良市立診療所諸料金条例第2条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の診療に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。
(奈良市総合医療検査センター条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第3条の規定による改正後の奈良市総合医療検査センター条例第5条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
(市立奈良病院使用料及び手数料条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 第4条の規定による改正後の市立奈良病院使用料及び手数料条例第2条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の診療等に係る使用料について適用し、同日前の診療等に係る使用料については、なお従前の例による。
(平成20年3月28日揭示済)

奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第24号

奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)を次のように改正する。

附則第6項中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月28日揭示済)

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第25号

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例

奈良市議会委員会条例(昭和49年奈良市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「市民生活部」を「市民生活部、市民活動部」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の奈良市議会委員会条例(以下「旧条例」という。)の規定により設置された常任委員会の委員、委員長又は副委員長である者は、それぞれこの条例による改正後の奈良市議会委員会条例(以下「新条例」という。)の規定により設置された常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任され、又は互選された者とみなし、その委員の任期は、新条例第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成20年6月12日までとする。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により設置された常任委員会の所管事務調査事項は、新条例の規定により設置された常任委員会の所管事務調査事項とみなす。
(平成20年3月28日揭示済)

奈良市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第26号

奈良市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

奈良市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年奈良市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第1項中「別記様式により、」を「別記様式により作成した」に、「を作成し、」を「並びに当該収支報告書に係る領収書等の証拠書類(以下「領収書等」という。)の写しを」に改め、同条第2項中「収支報告書」を「収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)」に改め、同条第3項及び第4項中「収支報告書」を「収支報告書等」に改める。

第9条の見出し中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条中「収支報告書を、」を「収支報告書等を」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の奈良市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。
(平成20年3月28日揭示済)